

「さばかい」「ともいき」をめざして

香川県障害福祉課

障害を理由とする差別的解消の推進に
関する法律（略称：障害者差別解消法）

- ▶ 施行：平成28年4月1日
- ▶ 目的：
障害を理由とする差別的解消を推進し、
もって全ての国民が、
障害の有無によって分け隔てられることなく、
相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の
実現

2

障害者差別解消法

- ▶ 対象となる障害者
 - ▶ 身体障害のある人
 - ▶ 知的障害のある人
 - ▶ 精神障害（発達障害を含む）のある人
 - ▶ その他心身の機能の障害がある人
- 上記の人で継続的に日常生活に相当な制限を
受けている人

障害者手帳の所持者に限らない

3

障害者差別解消法

- ▶ **【障害を理由とする差別】を禁止するもの**
- ▶ 障害を理由とする差別とは
障害があることのみを理由として

不当な
差別的取扱い

合理的配慮の
不提供

4

障害者差別解消法

- ▶ 障害を理由とする差別を禁止するもの

	行政機関	民間事業者
不当な差別的取扱いの禁止	法で禁止	法で禁止
合理的配慮の提供	法的義務	努力義務

5

禁止している不当な差別的取扱い

- ▶ 差別的取扱い ▶ 法が禁止しているのは
 - ・その取扱いをすることの判断理由が **障害があるということのみ** であって
- ・制限する
- ・条件を付ける
 - ・障害のない人と異なる取扱いをすることに **正当な理由がない** 場合

6

求められる合理的配慮の提供

- ▶ 配慮が求められるのは
 - 障害のある人から、バリアの除去を求める **意思表明** があったとき
- ▶ 提供すべき配慮は
 - 過重な負担とならない範囲** での対応
(できる範囲で行う対応)

7

建設的な対話をする事

- ▶ 代替措置を提案することなど問題の解決には、互いの **歩み寄り** が必要となる場合が多い。
- ▶ 配慮を求めめる障害者、配慮を求められる側それぞれに理由や事情がある。



だからこそ建設的対話が必要！
相互理解に努めることが必要！

8

障害者の生活のしづらさ

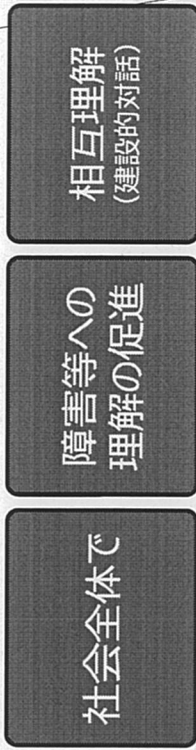
- ▶ 障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上での障壁（バリア）となるもの



9

条例をつくろう！

- ▶ 基本的な考え方



10

条例の名称

香川県障害のある人もない人も
共に安心して暮らせる社会づくり条例

- ▶ 目指すべき社会を表したもの
- ▶ ……ちよつと長いんじゃない？



11

香川県障害のある人もない人も
共に安心して暮らせる社会づくり条例

障害者差別の解消 共生社会の実現

「さべかい」「ともいき」

12

障害者虐待の防止について

香川県障害福祉課

障害者虐待防止法について

- ▶ 正式名称は
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する
支援等に関する法律
- ▶ 施行されたのは
平成 24 年 10 月 1 日（公布から 1 年 3 か月後）

2

法律の目的

- ▶ 障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、
障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を
防止することが極めて重要であること等に鑑み、**障害者に対
する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害
者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に
対する支援のための措置**等を定めることにより、障害者虐待
の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もっ
て障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

3

法律が対象とする障害者

- ▶ 「障害者」とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達
障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、
障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生
活に相당한制限を受ける状態にあるもの」をいう。

4

障害者虐待とは

▶ 行為者別に規定されている。

養護者による虐待

障害者施設従事者等による虐待

使用者による虐待

5

虐待行為の種類

区分	例
身体的虐待	・暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること ・身体を縛りつけたり、過剰に投薬したりすることによって身体の動きを抑制すること
性的虐待	・性的な行為を強要すること ・わいせつな言葉を発すること
心理的虐待	・脅し、侮辱などの言葉を浴びせること ・仲間はずれや無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること
ネグレクト (放棄・放置)	・食事や排泄、入浴、洗濯など身辺の世話や介助をしないこと ・必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせないこと
経済的虐待	・本人の同意なしに(あるいはいまだますなどで)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用すること ・本人が希望する金額の使用を理由なく制限すること

6

通報窓口は

▶ 行為者別に規定されている。

養護者による虐待 **市町**

障害者施設従事者等による虐待 **市町**

使用者による虐待 **市町** **県**

7

養護者の支援

▶ 家庭の中で発生する障害者虐待の場合は、養護者が障害の特性についての知識が不足している適切な対応ができなかったり、介護疲れからストレスを抱えていたりするなど、養護者にかかる重い負担が虐待の要因となっていることがある。



▶ 養護者の介護負担の軽減のための相談、指導及び助言などの支援を行う必要がある。

8

養護者の支援

- ▶ 養護者の介護負担の軽減のための相談、指導及び助言などの支援
- ▶ 例えば、障害者福祉施設の短期入所（ショートステイ）や通所サービス、ホームヘルパーの派遣、移動支援事業などの利用につなげたり、家族会への参加やカウンセリングの利用を勧めることなど

9

虐待発生の背景

- ▶ 障害の特性に対する 知識や理解の不足
- ▶ 障害者の人権に対する 意識の欠如
- ▶ 障害者がいる家庭や障害者福祉施設の 閉鎖性 などがある

10

虐待防止で大切なこと。

- ▶ 虐待は エスカレート する
だから

早い段階で気づくこと がとても重要

- ▶ より注意すべきこと
 - ・気づかないこと
 - ・気づかないふりをする

11

虐待防止で大切なこと。

- ▶ まずは 気づく こと。
- ▶ そして 知らせる こと。
- ▶ 適切な助言を受けること。
- ▶ 虐待は特別なことじゃない。
(どの家庭にも、どの施設にも起こりうること)
- ▶ 重度化しないうちに芽を摘む。

12